

京都市（市役所）における測量・設計等に係る主要種目の等級格付の概要（令和8年度格付）

1 概要

京都市（市役所）の測量・設計等に係る入札参加有資格者のうち、主要3種目に登録し、京都市内に本店（主たる事務所）がある中小企業を対象に、等級格付を行っています。

対象種目	測量、土木設計、建築設計
------	--------------

※ 格付は1種目のみ可能です。（測量と土木設計に限り、両方格付できます。）

2 格付の方法

格付期間（4月から翌年3月まで）の1年間の前年度（以下「前年度」といいます。）の秋に申請を受け付け、次の点数を合計した総合点数等により等級格付を行い、等級と総合点数を前年度末にお知らせします。

(1) 経営事項に係る点数

ア 前年度10月末の直前の事業年度の対象種目に係る完了実績額

	評価点
2,000百万円以上	90点
1,000百万円以上 2,000百万円未満	75点
500百万円以上 1,000百万円未満	60点
100百万円以上 500百万円未満	45点
100百万円未満	30点

※ 財務に関する報告書、現況報告書、損益計算書等の売上高等によります。

イ 前年度10月末の直前の事業年度の自己資本額とアの完了実績額の比率

自己資本額÷完了実績額×100	評価点
10以上	30点
5以上 10未満	20点
5未満	10点

ウ 前年度10月末時点での所定の国家資格等を有する技術者数

下表の(ア)×5+(イ)×2	評価点
110以上	150点
65以上 110未満	125点
40以上 65未満	100点
15以上 40未満	75点
15未満	50点

(対象資格)

	(ア)	(イ)
測量	測量士	測量士補
土木設計	測量士、技術士（建設部門、上下水道部門、農業部門（選択科目：農業農村工学）、森林部門（選択科目：森林土木）、水産部門（選択科目：水産土木）、応用理学部門（選択科目：地質）、総合技術監理部門（選択科目：前述部門と同じ）	測量士補、1級土木施工管理技士、RCCM
建築設計	1級建築士、建築設備士	2級建築士、建築積算士

(2) 京都市評価事項に係る点数

ア 令和5年10月末までに契約した京都市（市役所・住宅供給公社）発注業務（対象種目に係るもの）の1件最高履行額（当初契約金額）

	評価点	備考
100百万円以上	140点	8年度格付まで評価
90百万円以上 100百万円未満	130点	
80百万円以上 90百万円未満	120点	9年度格付まで評価
70百万円以上 80百万円未満	110点	
60百万円以上 70百万円未満	100点	10年度格付まで評価
50百万円以上 60百万円未満	90点	
40百万円以上 50百万円未満	80点	11年度格付まで評価
30百万円以上 40百万円未満	70点	
20百万円以上 30百万円未満	60点	12年度格付まで評価
10百万円以上 20百万円未満	50点	
9百万円以上 10百万円未満	45点	13年度格付まで評価
8百万円以上 9百万円未満	40点	
7百万円以上 8百万円未満	35点	
6百万円以上 7百万円未満	30点	
5百万円以上 6百万円未満	25点	
4百万円以上 5百万円未満	20点	
3百万円以上 4百万円未満	15点	
2百万円以上 3百万円未満	10点	
1百万円以上 2百万円未満	5点	
1百万円未満	0点	

※ 令和5年11月以降の契約は評価しません。

※ 評価点の上限を段階的に引き下げ、令和13年度格付を最後にこの項目を廃止します。

※ 随意契約、単価契約を除きます。

※ JVの場合は、出資比率であん分します。

イ 京都市（市役所）の対象種目の入札参加資格の継続年度数

	評価点
51年以上	50点
41年以上 51年未満	40点
31年以上 41年未満	30点
26年以上 31年未満	25点
21年以上 26年未満	20点
16年以上 21年未満	15点
11年以上 16年未満	10点
6年以上 11年未満	5点
4年以上 6年未満	3点
4年未満	0点

※ 格付種目と同じ名称の種目の参加資格が対象です。

ウ 前年度10月末までの1年間の京都市（市役所・住宅供給公社）の競争入札参加停止期間

参加停止月数（1か月未満切上げ）×▲10点（上限▲360点）

エ SDGsに資する取組

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



- 前年度10月末時点での対象種目に係るISO9000シリーズの認証取得

10点

※ 格付種目に係る部署等が認証対象である必要があります。

- 前年度10月末時点で官公需適格組合として中小企業庁の証明を受けている組合

10点

- 前年度10月末時点での対象種目に係るKES又はISO14000シリーズの認証取得

10点

※ 格付種目に係る部署等が認証対象である必要があります。

- 前年度6月1日時点での障害者法定雇用率の達成

10点

- 前年度10月末時点での災害発生時応急協定締結団体への加入

10点	京都市（市役所）と締結している団体に加入している場合
5点	京都市（市役所）と締結せず、京都府と締結している団体に加入している場合

※ 防災活動に一定の役割を果たす必要があります。

- 前年度10月末時点での次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出

5点

- 前年度10月末時点での(1)ウの資格を有する女性技術者の雇用

5点

※ 格付種目に係る部署等の女性技術者が対象です。

- 前年度10月末までの4年7か月間の暴力団不当要求防止責任者講習の受講

10点

※ 令和8年度格付では、受講日が令和3年4月～令和7年10月です。

- 前年度10月末時点での京都市消防団協力事業所の認定

10点

(3) 点数以外の要件

ア 国への登録

測量	国の測量業者登録
土木設計	建設コンサルタント登録、国の測量業者登録
建築設計	1級建築士事務所登録

イ 昇格・降格等の取扱い

格付待機期間	京都市内に本店（主たる事務所）を有する中小企業として対象種目に登録した年度・翌年度は格付を行いません。 ※ 待機期間中も申請を受け付け、審査します。要件を満たさない場合は、待機期間を延長します。結果通知は行っておりません。
新規格付等級	新たに格付を行う場合は、B等級とします。
昇格要件	前年度の在籍等級及びそれより上位の等級を対象（注）とした京都市（市役所・住宅供給公社）発注業務の前年度10月末までの6年7か月間の受注実績がない場合は、昇格しません。 ※ 例えば、令和7年度にB等級だった場合は、平成31年4月～令和7年10月にA等級及びB等級を対象とした業務を落札・契約していなければ、昇格しません。 ※ 随意契約、単価契約を除きます。 ※ 格付種目と同じ名称の種目の業務が対象です。 注 入札不調等を防ぐため、予定価格に対応した等級に加え、その直近下位又は直近上位の等級の参加を認めた案件を直近下位又は直近上位の業者様が受注した場合でも、予定価格に対応した等級の実績として評価します。
昇格なし	昇格の必要・効果が少ない場合は、昇格しないことがあります。
格付なし	格付の要件を満たさない場合は、格付を行いません。格付の必要・効果が少ない場合は、格付を行わないことがあります。 その後、翌年度に格付の要件を満たした場合は、1等級降格して格付を行います。
参加資格（登録）なし	令和8～11年度の参加資格（登録）の要件を満たさない場合は、参加資格（登録）を更新せず、7年度末で参加資格（登録）を失います。 ※ 参加資格（登録）期間の途中にその要件を満たさないことが判明した場合は、参加資格（登録）を取り消し、又はそれに代えて参加停止措置を行います。

3 競争入札における等級ごとの予定価格の範囲

	等級	予定価格（税込）の範囲
測量	A	10百万円以上
	B	10百万円未満
土木設計	A	10百万円以上
	B	10百万円未満
建築設計	A	10百万円以上
	B	10百万円未満

※ 原則として、予定価格に応じた等級に格付けられた業者様が入札に参加できます。

※ 等級ではなく、同種業務の履行実績、技術者資格等を入札参加要件とすることがあります。

※ 入札不調を防ぐため、予定価格に対応した等級に加え、その直近下位又は直近上位の等級の参加を認めることがあります。